

# 保険のお知らせ

☎健康保険課国保年金係 ☎0243(62)0179

## 医療費一部負担金の免除期間 1年延長

医療費一部負担金の免除期間が平成27年2月28日まで延長されました。

新しい免除証明書は、ご本人の避難先へお送りしましたので、3月1日以降医療機関等を受診される場合は、保険証と一緒に一部負担金等免除証明書を必ず提示してください。

**注1)** 国民健康保険の免除証明書……………オレンジ色のカード型

後期高齢者医療保険(75歳以上)の免除証明書…肌色のA4型

**注2)** 社会保険等にご加入の方は、お勤め先かご加入の保険者にお問い合わせください。

なお、社会保険等に加入されていて、国民健康保険脱退手続きがお済みでない方は、届出をお願いします。

**注3)** 入院時食事療養費の標準負担額や接骨院等を受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了しました。

## 後期高齢者医療保険加入のご案内～65歳以上の一定の障害をお持ちの方へ～

後期高齢者医療保険は、75歳以上のすべての方が加入する医療保険です。

ただし、65歳以上の方で、一定の障害(下記参照)をお持ちの方も、申請により加入することができます。

後期高齢者医療保険に加入する利点は、病院等での窓口負担の割合が「1割※1、※2」であることです。

加入を希望される場合は、お問い合わせください。

### ■対象となる障害程度

- 身体障害者手帳1級、2級、3級
- 身体障害者手帳4級の音声言語機能の著しい障害

- 身体障害者手帳4級のうち、下肢障害の1号、3号または4号
- 国民年金証書(障害年金)の等級が1級または2級(障害基礎年金、障害年金、老齢福祉年金)
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級または2級
- 療育手帳の障害の程度がA(重度)

※1 現役並み所得のある方は「3割」負担となります。

※2 現在は一部負担金が免除となっていますので、現時点での負担増などの影響はほぼありません。

## 国民健康保険からのお知らせ

### ■保険証の更新

現在ご使用の国民健康保険被保険者証(以下、保険証)の有効期限は、3月31日までとなっています。

新しい保険証は、3月下旬に簡易書留でご本人宛てに郵送します。4月1日からは新しい保険証をご使用ください。

※有効期限の切れた保険証は、細かく切って破棄していただくか、役場二本松事務所、各出張所窓口へご返却ください。

なお、保険証は役場に登録されているご住所に郵送しますので、お住まいを変更された際は「避難住民届」により届け出をお願いします。

### ■社会保険等に加入した場合は届出をお願いします

就職等により社会保険に加入した場合は、国民健康保険脱退手続きが必要です。

郵送または役場二本松事務所、各出張所窓口で手続きしてください。社会保険等に加入した日以降に、国民健康保険の保険証を使用した場合は、かかった医療費(10割分)を返還していただくことになりますのでご注意ください。

### \*国民健康保険脱退手続き\*

役場備え付けの「資格異動届」にご記入いただき、新しい保険証のコピーを添付してください。(社会保険に加入された方全員分のコピーが必要です。)

資格異動届は役場ホームページからもダウンロードできます。国民健康保険の保険証と免除証明書は使用できませんのでご返却ください。

# 戸籍・住民票・税証明書の発行について

☎町民税務課 ☎0243(62)0123 (内線/住民係166・167・168、納税係164・165)

各種証明書が必要な方は、窓口または郵便で申請手続きをしてください。電話およびFAXでの受付はできませんので、ご了承ください。

また、郵送で請求する場合は、日数に余裕を持って請求してください。

### ■受付場所・時間

- ① 浪江町役場二本松事務所  
月～金曜日  
8時30分～17時15分(※土・日・祝日を除く)
- ② 各出張所  
月～金曜日  
8時30分～17時15分(※土・日・祝日を除く)  
(浪江町役場本庁では現在、受付業務は行っていません)

### ■手数料

当分の間、個人の方からの請求に限り発行手数料は無料です。

※第三者および弁護士等が請求する場合は、取扱いが異なりますのでお問い合わせください。

### ■請求に必要なもの

各窓口にある申請書に必要な事項を記入し、本人確認書類を提示した上で、申請してください。

また、郵送による請求も可能です。

- 本人確認ができる書類  
……………顔写真のある運転免許証や住基カード、公的機関が発行した各種免許証、保険証等
- 印鑑証明書を請求する場合  
……………印鑑登録カード

### ■交付できる証明書・請求できる方

請求する方が下表に該当しない場合は、委任状の提出をお願いします。 ○:即日発行、△:受付のみ(後日郵送)

		請求できる方	福島	本宮	いわき	南相馬	桑折
住民票関係	住民票	本人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
	記載事項証明	本人・同一世帯の方	△	△	△	△	△
	転出証明書	本人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
	届出避難場所証明書	本人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
印鑑登録関係	印鑑登録証明書	本人	○	○	○	○	△
	印鑑登録	本人	△	△	△	△	△
税関係	軽自動車税の納税証明	本人以外も可	○	○	○	○	△
	納税証明	本人・相続人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
	未納のないことの証明	本人・相続人・同一世帯の方	△	△	△	△	△
	所得証明、(町県民税)課税・非課税証明、資産証明	本人・相続人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
	名寄帳、評価額証明、公課証明、税額証明	本人・相続人	○	○	○	○	△
	評価額証明(法422条の3の通知)	本人・相続人	△	△	△	△	△
	法人所在証明	本人以外も可	△	△	△	△	△
	被災、罹災証明書	本人・同一世帯の方	○	○	○	○	△
建物所在証明、申告書の写し	本人・同一世帯の方	△	△	△	△	△	
戸籍関係	戸籍謄・抄本、除籍、改製原戸籍謄本・抄本	本人およびその配偶者、子、父母等、直系の親族または相続人	△	△	△	△	△
	身分証明書	本人	△	△	△	△	△
	戸籍附票	本人およびその配偶者、子、父母等、直系の親族または相続人	△	△	△	△	△

※カードをお持ちでない場合は、お手数ですが事前にお問い合わせください。

- 代理人の場合……………委任状

### \*郵便請求の方法\*

- ① 請求内容のわかる書面 ※任意様式可  
便せんなどに記入してください。  
● 請求者のお名前、浪江町の住所および現在お住まいの住所、生年月日、性別  
● 必要な方のお名前、浪江町の住所および現在お住まいの住所、生年月日、性別  
● 必要な証明書の種類と部数、連絡先の電話番号、使用の目的等を記載したもの  
● 届出避難場所証明書が必要な場合は、当該避難場所における滞在開始日
- ② 返信用の封筒  
現在お住まいの住所の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金を追加してください。
- ③ 本人確認ができる書類のコピー  
運転免許証等、顔写真付きの公的証明書、保険証、住基カード、在留カード等のコピーを同封してください。印鑑証明書を請求する場合は、印鑑登録カードのコピーが必要です。  
※不当な請求は法律により罰せられます。

### ②返信用の封筒

現在お住まいの住所の郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼ってください。お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

### ③本人確認ができる書類のコピー

運転免許証等、顔写真付きの公的証明書、保険証、住基カード、在留カード等のコピーを同封してください。印鑑証明書を請求する場合は、印鑑登録カードのコピーが必要です。

※不当な請求は法律により罰せられます。

①～③を同封し、浪江町役場二本松事務所町民税務課住民係または納税係に送付してください。